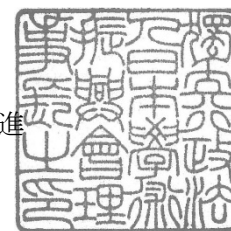


関係各研究機関代表者 殿

独立行政法人日本学術振興会
理 事 長 里 見 進



(印影印刷)

令和 2 (2020) 年度科学研究費助成事業 (科学研究費補助金) (特別研究員奨励費)
第 1 回の交付内定について (通知)

独立行政法人日本学術振興会 (以下「日本学術振興会」という。) が交付を行う令和 2 (2020) 年度科学研究費助成事業 (科学研究費補助金) については別紙 1 の日程により交付内定・交付決定を行います。今回、科学研究費助成事業 (科学研究費補助金) (特別研究員奨励費) について、別添「令和 2 (2020) 年度交付内定一覧 (「特別研究員奨励費」第 1 回)」 (以下「内定一覧」という。) のとおり交付内定をしましたので通知します (第 1 回の対象は継続の研究課題のみです。新規の研究課題については第 2 回以降に通知します。)。

ついては、内定一覧に基づく審査結果を各研究代表者 (特別研究員、又は外国人特別研究員の受入研究者) に通知するとともに、研究代表者がこれにより補助金の交付を希望する場合には、下記の提出書類を提出してください。

記

I 提出書類及び提出期限

別紙 2 「科学研究費助成事業－科研費－科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等 (令和 2 (2020) 年度)」 の内容を確認した上で、下記の提出書類を、日本学術振興会研究助成第一課に、それぞれの提出期限までに提出してください。

提出書類	作成者	提出期限
(1) 必ず提出する書類		
① 交付申請書（様式A-2-1）	研究代表者	5 月 2 0 日（水）
② 交付請求書（様式A-4-1）		
(2) 必要に応じ提出する書類		
③ 交付申請の辞退届（様式 A-7） ④ 研究代表者の転出報告書（様式 A-8） ⑤ 交付内定後の研究代表者交替願（様式 A-9） ⑥ 育児休業等又は病気を理由とする特別研究員の採用中断に伴う交付申請留保届（様式A-10） ⑦ 間接経費の辞退届（様式 A-11） ⑧ 研究成果報告書未提出者に係る交付申請留保届（様式A-13） ⑨ 間接経費追加交付予定に伴う交付申請留保届（様式A-15）	研究機関	5 月 1 3 日（水）
⑩ 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）における産前産後の休暇、育児休業の取得、又は、病気を理由とする特別研究員の採用の中断若しくは海外における研究滞在等に伴う研究実施計画の変更願（様式 A-14）	研究代表者	
研究機関が保管する書類	作成者	提出期限
科学研究費助成事業（特別研究員奨励費）（外国人特別研究員）の応募等に係る確認書（応募時に提出できなかった場合）	外国人特別研究員	交付申請前の各研究機関で定めた日

II 提出方法

< 科研費電子申請システムによる提出 >

上表のうち、①～④、⑥、⑦、⑨については、科研費電子申請システム (以下「電子申請システム」という。) より日本学術振興会へ提出してください (別紙 3 参照)。

※印刷物の郵送による提出は不要です。

＜印刷物の郵送による提出＞

上表のうち、⑤、⑧、⑩については、作成した様式を郵送にて日本学術振興会に提出してください。

なお、様式は日本学術振興会のホームページにてダウンロードできます。

URL：https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/17_koufu/index.html

交付申請書、交付請求書の作成及び確認に当たっては、同ホームページにおいて、「科学研究費補助金交付申請書・交付請求書チェックリスト（研究機関用）」を掲載していますので御活用ください。

Ⅲ 次年度以降の「交付予定額」について

「内定一覧」に記載している次年度以降の交付予定額については、研究計画の計画的な実施に資することを目的として通知しているものです。

一方、科学研究費補助金は、毎年度、交付申請書に基づき、予算の範囲内において交付するものであり、次年度以降の交付予定額については、予算措置がなされない場合をはじめとして、内定一覧に記載している次年度以降の交付予定額どおり交付しないことがあります。

（参考）交付予定額どおり交付しないことが考えられる例

- 継続の研究課題について、科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領（平成15年10月7日規程第17号）第5条の規定により「科学研究費補助金を交付しない」となった場合
- 継続の研究課題について、令和2（2020）年度中に特別研究員を辞退、または外国人特別研究員の採用期間を短縮した場合
- 継続の研究課題について、「調整金」を活用した前倒し使用を行った場合

Ⅳ 留意事項

1. 本年度に適用することを予定している補助条件は別紙4及び別紙5のとおりですので、内容を研究代表者に周知するとともに令和2（2020）年度における補助条件等の主な変更点（別紙6）について確認してください。
2. 令和2（2020）年4月1日時点でSPD、PD、RPDの身分で採用されている特別研究員の研究課題に対し、間接経費を交付します。令和2（2020）年3月に博士の学位を取得したこと等に伴い、日本学術振興会に、PDへの資格の変更を申請中（4月中に申請予定の場合も含む）で、今回の交付内定において、変更後の資格（PD）が未反映のため間接経費が交付されていない研究課題については、後日、PDへの資格変更に係る書類の受理後、間接経費追加交付に伴う交付内定額の変更を通知する予定です（6月中旬予定）（今回、資格変更の反映は、令和2年3月5日受理分まで行っております。）。当該研究課題については、その際、交付申請書、交付請求書の提出期限を別途設けることとしますので、今回の交付内定においては、電子申請システム上で「間接経費追加交付予定に伴う交付申請留保届（様式A-15）」を入力し、交付申請を留保してください。なお、該当研究課題の確認に当たっては、各研究機関の特別研究員事業担当者との連絡を密にし、正確に情報を把握するように努めてください。
3. 交付申請に当たっては、電子申請システム上で「研究活動の公正性の確保及び適正な研究費の使用について確認・誓約すべき事項」（別紙7）について、研究代表者に確認を求めています。この確認事項において、研究代表者と研究分担者が既に研究倫理教育の受講等を行ったこと、日本学術会議の声明「科学者の行動規範－改訂版－」や、日本学術振興会「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」の内容のうち、研究者が研究遂行上配慮すべき事項について、十分内容を理解し確認することとしています。
また、本内容は本会のホームページに掲載していますので、研究代表者の責務として、本内容を研究分担者にも必ず周知し、理解してもらうよう各研究代表者に周知してください。
URL：https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/15_hand/index.html
4. 継続の研究課題については4月1日から、研究を開始し、必要な契約等を行って差し支えありませんので、交付申請を行う各研究代表者に周知願います。必要な経費は、補助金受領後に支出し、又は研究機関等が立て替えて補助金受領後に精算してください。
また、間接経費については、公正・適正かつ計画的・効率的に使用してください。
5. 直接経費の交付請求額が300万円以上となる場合には、前期分（4月～9月）、後期分（10月～3月）に分けて送金しますので、交付請求書には前期分と後期分の内訳を記載してください。ただし、直接経費の交付請求額が300万円未満の研究課題については前期に一括して送金します。なお、後期分については10月頃に送金を行う予定です。

6. 交付申請書に含まれる個人情報、補助金の交付等業務のために利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）するほか、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）に提供するとともに、政府標準利用規約※に準拠して取り扱い、国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース（KAKEN）に収録し公開する予定です。

※【参考：内閣官房 政府標準利用規約（第2.0版）の概要】

URL：https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/densi/kettei/gl2_betten_1_gaiyou.pdf

7. 交付申請書の提出後から交付決定までの間に研究代表者に異動等があった場合、及び研究代表者を交替する必要がある場合には、速やかに「V 提出先・問合せ先」に連絡してください。

8. 継続課題については、令和2（2020）年3月31日までに特別研究員を辞退、又は外国人特別研究員の採用期間を終了（期間を短縮）している者は、今回交付内定があった場合でも交付申請を行うことができませんので、様式A-7「交付申請の辞退届」を提出してください。

9. 「特別研究員奨励費（外国人特別研究員）」の場合には、研究代表者（外国人特別研究員の受入研究者）に直接経費の全額を配分してください。（研究分担者（外国人特別研究員）には分担金を配分できません。）

10. 「特別研究員奨励費（外国人特別研究員）」は、外国人特別研究員の本年度の採用期間が2ヶ月以下となる場合、交付申請を行うことができませんので十分注意してください。

11. 「特別研究員奨励費（外国人特別研究員）」は、科研費の他の研究種目に応募することはできませんが、外国人特別研究員に採用される以前に応募している場合があります。該当課題については各研究機関で確認を行い、応募した研究課題が採択され、交付申請の辞退をしていない場合は、日本学術振興会へ連絡してください。

12. 科研費による研究の実施に当たり、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」（体制整備等自己評価チェックリスト）及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく「取組状況に係るチェックリスト」（研究不正行為チェックリスト）を提出する必要があります。平成31（2019）年4月以降において両チェックリストの提出がない研究機関に所属する研究者が、研究代表者又は研究分担者として参画している研究課題については、交付決定を行いませんので、該当する場合は速やかに提出してください（平成31（2019）年4月以降に別途、両チェックリストを提出している場合には、改めて提出する必要はありません）。詳細は各種目の公募要領を確認してください。

13. 平成29年2月17日付けで文部科学省から関係研究機関宛てに参考3の通知が発出されています。ついては、貴研究機関所属の研究代表者及び研究分担者に周知してください。また、貴研究機関において研究代表者及び研究分担者からの申し出を受ける等により、国際連合安全保障理事会決議第2321号の本文11に該当する可能性のある事実を把握した場合には、「V 提出先・問合せ先」に報告してください。

V 提出先・問合せ先

〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3-1

独立行政法人日本学術振興会 研究事業部 研究助成第一課 研究助成第二係

TEL 03-3263-2148, 1870, 2146, 0164 FAX 03-3263-9005

（添付書類）

別添「令和2（2020）年度交付内定一覧（「特別研究員奨励費」第1回）」

別紙1「令和2（2020）年度科学研究費助成事業の交付内定・交付決定の日程（予定）」

別紙2「科学研究費助成事業－科研費－科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等（令和2（2020）年度）」

別紙3「電子申請システムを利用した交付申請について」

別紙4「科学研究費助成事業－科研費－科学研究費補助金研究者使用ルール（補助条件）（令和2（2020）年度）」（特別研究員）（予定）

別紙5「科学研究費助成事業－科研費－科学研究費補助金研究者使用ルール（補助条件）（令和2（2020）年度）」（外国人特別研究員）（予定）

別紙6「令和2（2020）年度科学研究費助成事業における補助条件等の主な変更点について」

別紙7「研究活動の公正性の確保及び適正な研究費の使用について確認・誓約すべき事項」

参考1「科研費振込口座の開設及び登録（修正）について」

参考2「特別研究員奨励費（特別研究員）電子申請システムの「交付申請書確認部局番号」について」

参考3「国際連合安全保障理事会決議第2321号の厳格な実施について（依頼）」（平成29年

2月17日付け 文部科学省大臣官房国際課長通知)